

議案第 5 0 号

明石市介護保険条例の一部を改正する条例制定のこと

明石市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

明石市介護保険条例の一部を改正する条例

明石市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
附 則 第 1 条～第12条 （略） <u>（令和 8 年度分の保険料の減免の特例）</u> 第13条 <u>第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者その他市長が特に必要と認める者で前条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下この条において「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の同年度分の保険料に係る保険料段階（第 3 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下この条において同じ。）が、当該みなし課税者に前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の同年度分の保険料に係る保険料段階よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、市長は、第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、当該第 1 号被保険者の同年度分の保険料について、申請によらずに減免することができる。</u>	附 則 第 1 条～第12条 （略） <u>（新 設）</u>
備考 1 改正部分は、下線の部分である。 2 改正の欄に「（削 る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。 3 現行の欄に「（新 設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和８年度分の保険料の減免について特例を設けるため、条例の一部を改正しようとするものである。